第 56 回大阪府学校教育審議会

日　時　令和７年７月３日（木）14：00～
会　場　ホテルプリムローズ大阪　３階高砂

次　　第

１　開　会

２　会長選出

３　審　議
（１） 今後における府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について

４　閉　会

配付資料
- 次第
- 大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿
- 配席図
- 第 56 回大阪府学校教育審議会資料
- 大阪府学校教育審議会規則

第56回大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿

（五十音順）

氏名	職名	分野	第56回会議	備考
明石　　一朗	関西外国語大学　学生相談室長	教育学	出席 （オンライン）	
有明　三樹子	りそなビジネスサービス株式会社　専務取締役	企業関係者	出席	
大継　　章嘉	大阪教育大学　学長補佐　特任教授	教育学・教育行政	出席	
大野　　裕己	兵庫教育大学大学院　教授	教育学	出席	
櫻井　　千穂	大阪大学大学院　准教授	日本語教育	出席	
巽　　葉子	大阪府公立学校 スクールカウンセラー　スーパーバイザー	臨床心理学・発達心理学 学校臨床	出席	
長谷川　陽一	桃山学院大学　特任教授	教育学	出席	
古屋　　星斗	リクルートワークス研究所　主任研究員	労働・教育政策	出席	
松田　　裕貴	岡山大学学術研究院　講師	ICT	出席	

配席図

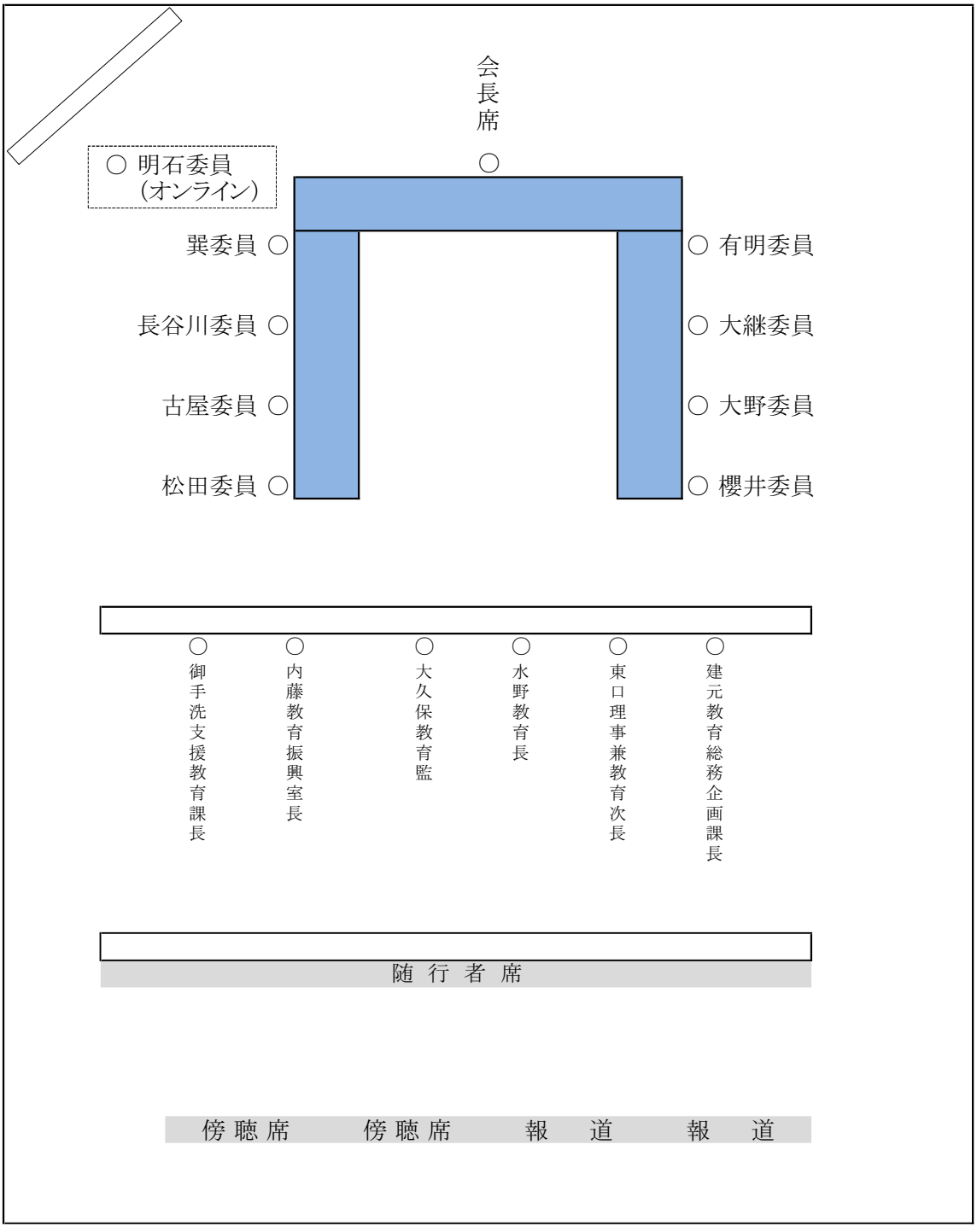
会長席
○ 明石委員
（オンライン）
巽委員 ○
長谷川委員 ○
古屋委員 ○
松田委員 ○
○ 有明委員
○ 大継委員
○ 大野委員
○ 櫻井委員
○御手洗支援教育課長
○内藤教育振興室長
○大久保教育監
○水野教育長
○東口理事兼教育次長
○建元教育総務企画課長
随 行 者 席
傍 聴 席
傍 聴 席
報 道
報 道

１　現状（学校の分布）　今後における府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について

視覚支援学校

- 大阪北視覚支援学校（大阪市東淀川区）※大阪市立から移管
- 大阪南視覚支援学校（大阪市住吉区）

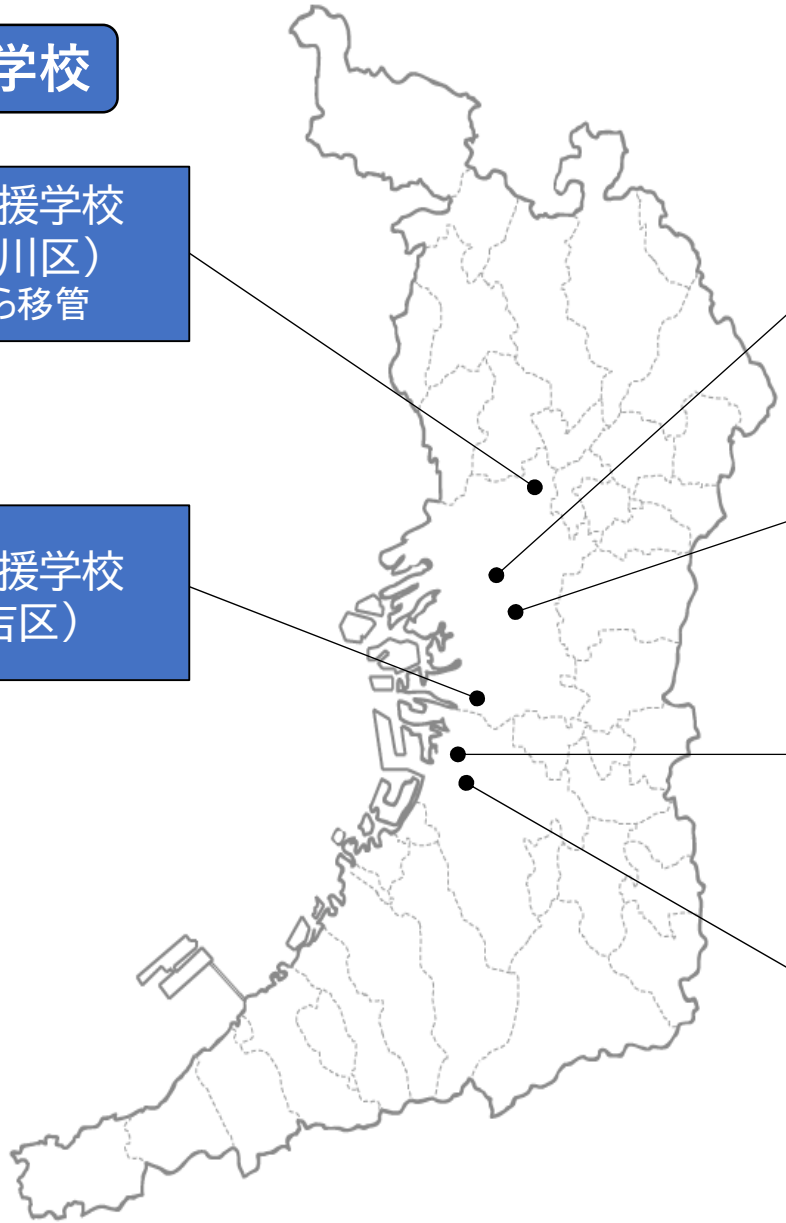

聴覚支援学校

- 中央聴覚支援学校（大阪市中央区）※大阪市立から移管
- 生野聴覚支援学校（大阪市生野区）
- だいせん聴覚高等支援学校（堺市堺区）
- 堺聴覚支援学校（堺市北区）

1　現状（在籍者数の推移と将来推計）

- 支援学校に在籍する幼児児童生徒数は、直近の10年間で視覚支援学校は約4割、聴覚支援学校は約3割減少し、今後も人口減少等に伴い減少。
- 地域の小中学校の弱視学級・難聴学級の児童生徒数は、今後も各地域に一定の在籍者数が見込まれ、支援学校のセンター的機能の発揮が今後も求められる。

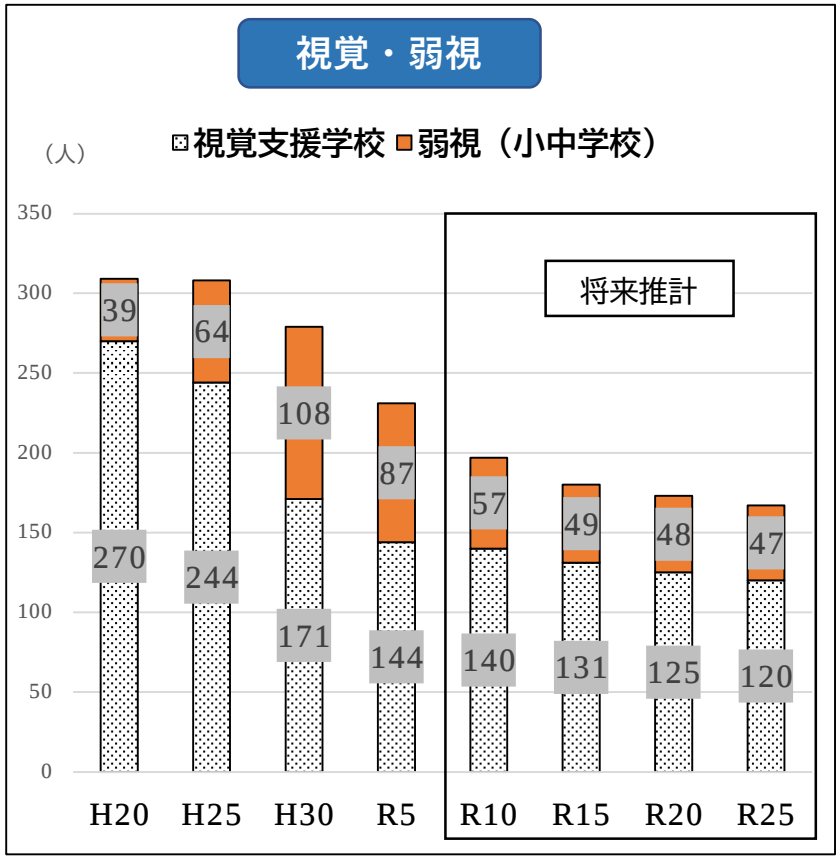

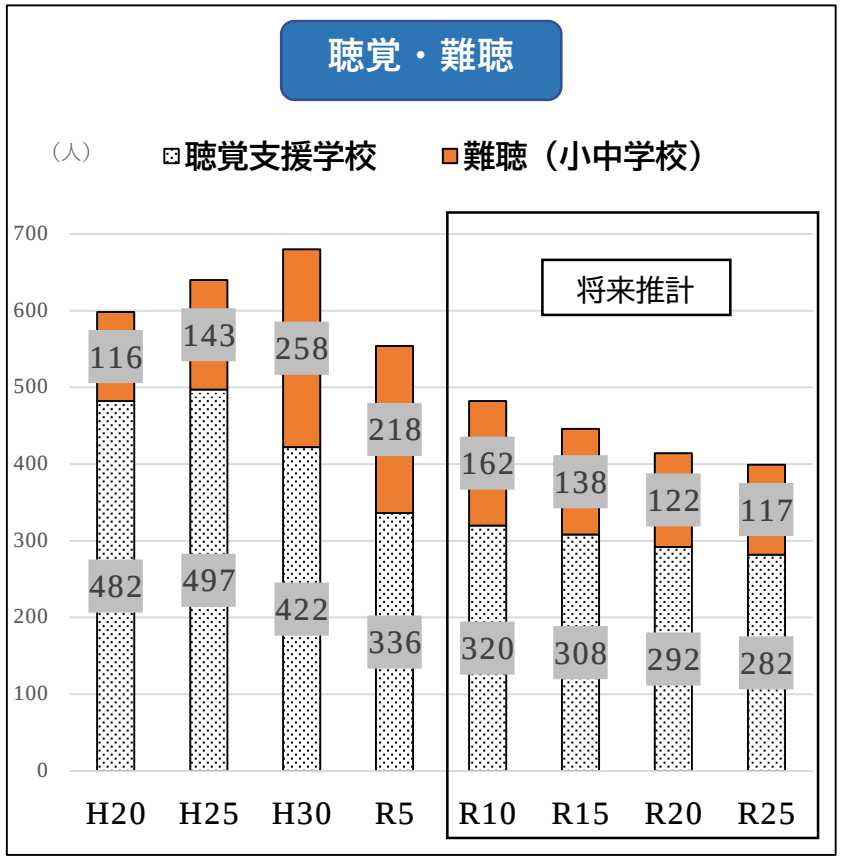

※将来推計　：　過去の学齢人口に対する在籍者数の割合を回帰分析し、その傾向と将来の学齢人口推計を用いて算出。

1　現状（学校施設の状況）

➢ 老朽化等により今後の支援教育ニーズに見合った施設設備が十分でない

視　覚			聴　覚			
大阪北視覚 （東淀川区） ［旧市立］	大阪南視覚 （住吉区）		中央聴覚 （中央区） ［旧市立］	生野聴覚 （生野区）	堺聴覚 （堺市北区）	だいせん聴覚 （堺市堺区）
明治33年	大正3年	創立	明治33年	大正15年	昭和29年	平成18年
幼・小・中・ 高・専 （寄宿舎あり）	幼・小・中・ 高・専 （寄宿舎あり）	設置学部	幼・小・中・ 高・専 （寄宿舎あり）	幼・小・中 －	幼・小・中 －	－ 高・専
61年	10年	築年数 （R6年度末）	34・46・69年	23年	49年	53年
6,948㎡	7,623㎡	校舎面積	7,117㎡	7,559㎡	10,806㎡	10,275㎡
8,889㎡	2,990㎡	運動場面積	5,530㎡	2,500㎡	11,000㎡	4,547㎡
55人	87人	在籍数 （R7.5/1）	102人	105人	54人	65人
（190人）	（230人）	設置基準上の定員（※）	（250人）	（290人）	（470人）	（610人）
69室	78室	教室数 （普通・特別）	67室	67室	82室	68室
H22地震補強 （外部・内部改修なし）	H25-27改築	備考	敷地内から難波宮の遺構発見により現地での建替えは事実上困難。	H12-14改築	H29改修	もと白菊高校から転用時に改修あり

※在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から学校教育法第3条に基づき制定された基準（令和3（2021）年文部科学省令第45号）を用いて、保有する校舎面積から試算した定員人数。

1 現状（卒業後の進路状況）

- 視覚支援学校では従来の「あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師」に加え、より幅広い職業分野での活躍できるよう
  聴覚支援学校においても産業構造の変化に対応し、実践的な技術や職業スキルを身に付けるよう
  今後の視覚障がい、聴覚障がいのある児童生徒等のキャリア発達を促す教育の充実が求められている。

視覚支援学校

（人）

進路先		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
高等部本科	専攻科	2	1	2	2	1	1	-	1
	大学等	2	1	1	1	-	3	-	2
	訓練校等	-	-	-	-	1	-	-	-
	就職	1	1	-	-	-	-	1	-
	福祉施設等	13	11	8	9	5	10	8	5
専攻科	大学等	2	-	1	2	2	1	2	-
	訓練校等	-	-	-	-	-	-	-	-
	就職	17	11	17	10	11	14	9	10
	福祉施設等	2	6	14	8	4	8	3	3

（上表の「就職」の内訳）

（人）

職種/卒業年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師	18	12	17	10	10	12	9	9
サービス業	-	-	-	-	1	-	1	-
事務	-	-	-	-	-	-	-	1
その他	-	-	-	-	-	2	-	-

聴覚支援学校

（人）

進路先		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
高等部本科	専攻科	9	7	7	11	13	8	8	9
	大学等	7	10	10	8	5	8	3	2
	訓練校等	2	-	-	-	1	1	2	-
	就職	9	7	9	4	11	3	3	1
	福祉施設等	4	6	6	3	5	8	3	3
専攻科	大学等	1	-	-	1	-	-	1	-
	訓練校等	2	-	-	-	1	-	-	-
	就職	10	14	7	5	10	10	13	9
	福祉施設等	1	-	-	-	1	-	-	2

（上表の「就職」の内訳）

（人）

職種/卒業年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
生産・製造業	12	11	6	3	6	9	7	8
事務	6	9	4	5	7	2	8	2
運搬・清掃等	-	-	1	-	5	-	-	-
その他	1	1	5	1	3	2	1	-

2 審議に向けた課題認識

課題

- 在籍者数の減少によるもの
  - 集団規模の学びの継続性の懸念
  - 教員減少による専門性の維持継承の懸念
    - 弱視・難聴の支援学級等、地域の小中学校で学ぶ児童生徒への支援ニーズへの対応
- 多様化する進路希望を踏まえた教育の充実

「府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方」についての検討が必要な項目

在籍者数が減少する中での府立視覚支援学校、聴覚支援学校の役割と機能のあり方について

- 専門性を維持しつつ、集団での学びを確保するために必要な学校規模・配置・機能
- 地域の支援ニーズに応えたセンター的機能を発揮していくための機能と役割のあり方
- 今後の支援教育ニーズに対応した施設設備

今後の視覚支援学校、聴覚支援学校におけるキャリア発達を促す教育の充実について

- 早期の職業体験機会を創出し、将来の多様なキャリア形成の礎となる教育課程の検討
- 海外の学校等との国際交流を進め、グローバルな視点でのキャリア教育
- 産業構造の変化に対応した実践的な技術や職業スキルの修得

【参考】

新時代の特別支援教育の在り方について

※令和3年1月「中央教育審議会答申」及び「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議　報告」より抜粋

【基本的な考え方】

- 特別支援教育は，発達障害のある子供も含めて，**障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施**されるものである。
- 少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中，特別支援教育に関する理解や認識の高まり，障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により，**通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加しているなど，特別支援教育をめぐる状況が変化**している。
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え，一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう，**通常の学級，通級による指導，特別支援学級，特別支援学校といった，連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備**を着実に進めていく必要がある。

特別支援学校のセンター的機能の強化

弱視や難聴をはじめ障害のある児童生徒は**小学校等にも在籍しており、こうした児童生徒が専門性の高い指導を受けられる**よう、小学校等に在籍する児童生徒が、在籍する小学校等の教師が同席する中で、特別支援学校の教師のICTを活用した遠隔からの専門的指導を受けたり、**小学校等の教師が特別支援学校の教師の助言を受けたりする機会を充実させることが必要**である。

新たな職域に係る人材育成の強化

ICTを活用した在宅就労など特別支援学校卒業者の就労先が広がる中、**従来の事業所に通勤・通所する形態のみならず、在宅での労働などの形態についても視野に入れた職業教育、進路指導等**が行えるよう、ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発を行う必要がある。また、各特別支援学校においても、企業を巻き込んだ新たな職域に対応した専門教育や職業教育の充実、遠隔による職場実習の実施が期待される。さらに、個々の児童生徒の持つ適性や才能に気付き、それを伸長させるような視点をもって指導や支援を充実させていくことが重要である。

3 これからの審議予定

○ 部会スケジュール

（今回の諮問の審議予定）

審議会回数	審議内容
第1回（7月18日）	● 現状と課題認識
第2回（9月頃）	● 在籍者数が減少する中での府立視覚支援学校、聴覚支援学校の役割と機能のあり方について
第3回（10月頃）	● 今後の視覚支援学校、聴覚支援学校におけるキャリア発達を促す教育の充実について
第4回（11月頃）	● まとめ
令和7年12月頃	答申（学校教育審議会）

資料 2

写

大阪府学校教育審議会会長　様

次の事項について、諮問します。

「今後における府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について」

令和７年７月３日

大阪府教育委員会

１　諮問事項
「今後における府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について」

＜審議のテーマ＞
・在籍者数が減少する中での府立視覚支援学校、聴覚支援学校の役割と機能のあり方について
・今後の府立視覚支援学校、聴覚支援学校におけるキャリア発達を促す教育の充実について

２　諮問理由
府立視覚支援学校、聴覚支援学校は、平成28年に大阪市立の支援学校の移管を経て、現在では視覚支援学校が２校、聴覚支援学校が４校の体制となっている。
視覚支援学校については、第１次大阪府教育振興基本計画（平成25年３月策定）において、「視覚障がい者の社会参加と自立を促進するための教育課程等の再編」を掲げ、平成 27 年に大阪南視覚支援学校の専攻科に柔道整復科を設置するなど、視覚障がい児等の社会的自立を支援する教育の充実に取り組んできた。
聴覚支援学校については、職業教育ニーズの高まりを受け、平成 18 年、堺聴覚支援学校の高等部、生野高等聾学校（当時）の再編整備により、だいせん聴覚高等支援学校が開校、令和５年度には同校が高等学校DX加速化推進事業に採択され、最新技術を活用した教育環境の整備や専門的なカリキュラムの開発に取り組むなど、後期中等教育の充実を図ってきた。

一方で、視覚支援学校・聴覚支援学校に在籍する幼児児童生徒数は直近の１０年間で３割から４割程度減少し、今後も人口減少に伴い在籍者数が減ることから、集団規模による学びや教員の専門性の維持・継承に課題が生じている。加えて、老朽化等により今後の支援教育ニーズに見合った施設設備が十分でないなど、学校の状況は厳しいものとなってきている。

そのような中で、府内の小中学校における弱視学級・難聴学級の児童生徒数は、今後も各地域に一定の在籍者数が見込まれており、支援学校の地域における中核的な機関としての役割（支援学校のセンター的機能）の発揮が今後も求められる。

また教育課程についても、視覚支援学校では従来の「あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師」業界に加え、より幅広い職業分野で活躍できるようにするため、聴覚支援学校では産業構造の変化に対応し、実践的な技術や職業スキルを身につけさせるため、それぞれカリキュラムの検討が必要とされるなど、今後の児童生徒等のキャリア発達を促す教育の充実が求められている。

国においても、令和３年１月に中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築をめざして」及び「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議　報告」において、新時代に対応した特別支援教育の在り方として、小中学校等における障がいのある児童生徒等が専門性の高い授業を受けられるよう支援学校のセンター的機能を充実させることや、多様化する就労形態を踏まえた人材育成の強化について述べられているところ。

ついては視覚障がい、聴覚障がいのある児童生徒等をとりまく現状と課題を踏まえた視覚支援学校、聴覚支援学校の今後のあり方について、学校教育審議会にご審議をお願いするものである。

資料３

（案）

大阪府学校教育審議会　支援教育部会　委員名簿案

（五十音順）

氏名	職名
竹 下　　亘	社会福祉法人 日本ライトハウス常務理事
中 瀬　　浩 一	同志社大学 免許資格課程センター 教授
奈 良　　里 紗	大阪教育大学 総合教育系 准教授
長谷川　陽一	桃山学院大学 教授
岩 崎　　慶 一	かんでんエルハート ビジネスアシストセンター ソリューショングループ長

○大阪府学校教育審議会規則

昭和四十三年四月十日
大阪府教育委員会規則第四号

大阪府学校教育審議会規則をここに公布する。

大阪府学校教育審議会規則

（趣旨）

第一条　この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

（昭六〇教委規則四・平一二教委規則一六・平二四教委規則三・一部改正）

（職務）

第二条　審議会は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、条例別表第一第二号に掲げる当該担任事務について調査審議し、及びこれらの事項について委員会に意見を述べるものとする。

（昭五六教委規則二・昭六〇教委規則一二・平二四教委規則三・令二教委規則一七・一部改正）

（組織）

第三条　審議会は、委員二十人以内で組織する。

２　委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから委員会が任命する。

３　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（昭六〇教委規則一二・平一二教委規則一六・令二教委規則一七・一部改正）

（専門委員）

第四条　専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、委員会が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

（平一二教委規則一六・全改、令二教委規則一七・一部改正）

（会長）

第五条　審議会に会長を置く。

２　会長は、委員が互選する。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（平一二教委規則一六・全改）

（会議）

第六条　会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第八条繰上・一部改正、令四教委規則四・一部改正）

（部会）

第七条　審議会に必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会に属する委員等は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれにあたる。

４　部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

５　前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

６　第十条の規定にかかわらず、部会の庶務は、部会における審議事項を担当する所属において行うことができる。

（平一二教委規則一六・追加、令四教委規則四・一部改正）

（報酬）

第八条　委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。

（昭四七教委規則一三・昭五一教委規則六・昭五二教委規則八・昭五四教委規則八・昭五六教委規則二・昭六〇教委規則四・昭六三教委規則二・平四教委規則八・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十条繰上・一部改正、平二四教委規則三・平二八教委規則一五・一部改正）

（費用弁償）

第九条　委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

（昭六〇教委規則四・昭六〇教委規則一一・昭六三教委規則二・平一一教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十一条繰上・一部改正、平一八教委規則四・平二〇教委規則一七・平二四教委規則三・一部改正）

（庶務）

第十条　審議会の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課において行う。

（昭五六教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十三条繰上、平二四教委規則三・旧第十一条繰上、平二八教委規則一五・一部改正）

（委任）

第十一条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十四条繰上、平二四教委規則三・旧第十二条繰上）

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　大阪府教育課程審議会規則（昭和二十八年大阪府教育委員会規則第一号）は、廃止する。

３　委員等の報酬の額は、平成二十年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、第八条第一項の規定にかかわらず、日額八千八百円とする。

（委員の任期に関する特例）

４　この規則の施行の日から令和七年六月三十日までの間に第三条第二項の規定により任命される委員会の委員（補欠の委員を除く。）の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、任命の日から令和七年六月三十日までとする。

（平二〇教委規則一七・追加）

附　則（昭和四五年教委規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四七年教委規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五一年教委規則第六号）

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附　則（昭和五二年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五四年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五六年教委規則第二号）

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附　則（昭和六〇年教委規則第四号）

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附　則（昭和六〇年教委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六〇年教委規則第一二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和六年教委規則第六号）抄

（施行期日）

1　この規則は、昭和六十一年一月十二日から施行する。

附　則（昭和六三年教委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成四年教委規則第八号）

（施行期日）

1　この規則は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に委員となっている者の任期については、改正後の大阪府学校教育審議会規則第六条の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日までとする。

附　則（平成一一年教委規則第二号）

（施行期日）

1　この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

（大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則の廃止）

2　大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則（昭和五十四年大阪府教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附　則（平成一二年教委規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成一八年教委規則第四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則（平成一九年教委規則第一一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則（平成二〇年教委規則第一七号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附　則（平成二三年教委規則第三号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附　則（平成二四年教委規則第三号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附　則（平成二四年教委規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成二八年教委規則第一五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則（令和二年教委規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和四年教委規則第四号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。